

平成30年度 後期公認段位級位審査会並びに移行措置実施要項

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

下記要項にて1級～5級、初段～三段の審査会を実施しますので、公認段位級位取得希望者は申込み下さるようお願い申し上げます。尚、少年公認段位の一般への移行措置も同時に行います。

受審資格基準・審査科目等、要項を熟読くださり、多くの会員の皆様の受審をお待ちしております。

1、日 時 平成31年 2月 3日 (日)
受付時間 午前9時00分から9時20分まで
審査開始 午前9時30分より

2、場 所 静岡北部体育館 柔剣道場
静岡市葵区松富4丁目14-1 TEL054-255-6262

3、審査科目

	形	組手
1～5級	1つ(平安、鉄騎、三戦、撃砕などの基本形、又は指定形より1つ)	自由組手1回
初 段	1つ(指定形より1つ)	自由組手1回
二段・三段	2つ(指定形より1つと得意形1つ)	自由組手2回

4、受審資格基準&費用一覧

	審査料	移行料	登録料	受審資格・年数	年 齢
1～5級	2,000円		2,000円	定めない	定めない
少年初段	6,000円		9,000円	1級取得者	「満15歳未満」又は「義務教育を修了していない者」
少年二段	7,000円		10,000円	少年初段取得後1年以上	
初 段	6,000円		12,000円	1級取得者	「満15歳以上」かつ「義務教育を修了した者」
二 段	7,000円		13,000円	初段取得後1年以上	
三 段	8,000円		14,000円	二段取得後1年以上	「満18歳以上」
移行初段		12,000円		少年初段取得者	「満15歳以上」かつ「義務教育を修了した者」
移行二段		13,000円		少年二段取得者	

5、持ち物及び服装 競技規定の服装を厳守なお、特に事情がある場合は事前に段位委員会事務局に申し出る事
※胸マーク・全少ワッペンはつけない
・空手衣・拳サポーター・メンホー・プロテクター・セーフティーカップ

6、申込み手続

申込み先

郵送先	〒438-0078 磐田市中泉621-2 静空連段位級位委員会事務局 鈴木 勇喜
メールアドレス	shizuoka_dankyuu@yahoo.co.jp
連絡先	電話 0538-32-6390 携帯 090-3309-8317 (鈴木勇喜)

※メール申し込みの場合、申請書の捺印は省略できますが、必ず支部長か代務者がメール送信をして下さい。

※申請書の電子データは県連ホームページでダウンロードできます。

振込み先

級位審査料・登録料・段位審査料・移行料・登録料は下記の口座に送金して下さい。

ゆうちょ銀行から振り込み	ゆうちょ銀行 店名：二三八 店番：238 預金種目：普通預金 記号：12370 口座番号：56170171 口座名義：静岡県空手道連盟段位・級位委員会
他の金融機関から振り込み	ゆうちょ銀行 店名：二三八 店番：238 預金種目：普通預金 記号：12370 口座番号：5617017 口座名義：静岡県空手道連盟段位・級位委員会

7、申込期限

平成31年 1月22日(火)

- ※ 締め切り厳守。締め切り後は一切受け付けません。
- ※ 現金書留・FAX・当日の現金徴収の受付も一切受け付けません。
- ※ 申請書は全空連免許状発行の資料となる為、正確に記入をして誤りのないこと
- ※ 申請書に記載漏れのある場合は受け付けできません。
- ※ 一旦納入された審査料は返却できません。

- 8、その他 イ、受審者は全空連会員であること。事前に全空連会員登録を済ませておくこと。
会員登録用紙の無い場合は会員登録事務局に連絡のこと。

登録先 〒422-8052 静岡市駿河区緑が丘町1-30-15
静岡県空手道連盟 会員登録 仁科 繁
TEL 054-282-6235 Eメール seikuren_kaiin@yahoo.co.jp
携帯 090-2266-4118 (勤務中は応答できないことがあります。)

振込先 静岡銀行清水支店 普通預金
口座番号：0853508 口座名義：静岡県空手道連盟会員登録

- ロ、初段受審者は事前に公認1級を取得し級位登録を済ませておくこと。

※初段受審者は申請時に公認1級取得年月日を必ず記入 1級証書コピーの添付は不要

級位申請書請求先 **級位登録料振込先** は第6項申込・振込先を参照

- ハ、会員登録申請中の者は、[申請中]と記載し申請証明書を添付すること。(会員登録事務局で発行)
紛失・忘失した者は会員登録事務局で確認して記載すること。

※会員登録に関して不備があると全空連で段位申請を却下されるので必ず確実にすること。

- ニ、年齢は、平成31年2月3日現在で記入のこと。

- ホ、一般は満15歳以上、かつ義務教育を修了した者

- ヘ、少年は公認二段まで受審することができる。

- ト、少年公認段位保持者で満15歳以上の義務教育を修了した者は、一般公認段位の同段位に移行可能

- チ、一般公認段位に移行希望者は前記項目7、の申込期限までに所定の用紙に記入登録申請し、
同時に移行段位登録料を振り込むこと。

※他の期日での移行申請受付はしません。

※移行と同時に上位段を受審することはできません。

※移行申請者は少年段位の証書のコピーを添付して下さい。(FAX不可)

- リ、移行段位登録料は、当該段位の登録料のみとする。(審査料は不要)

少年初段→一般初段 12,000円 少年二段→一般二段 13,000円

※項目7の期日までに振込みをすること。

- ヌ、公認三段を受審できるのは、満18歳以上の者

- ル、※ 審査結果は、後日通知します。

※ 支部長は通知結果を取りまとめ、指定の日時まで、郵便振替にて段位登録料を払い込むこと。

※ 申請が期日より遅れた場合は、原則として無効になります。

※ 少年段位のまま一般段位へ受審はできません。